

I 事業概要

1. 平成24年度の我が国の経済活動は、東日本大震災からの復興需要や国の政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られたが、その後、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となった。

また、国際貿易においては、金額、数量指数ともに輸出では2年連続の減少、輸入では3年連続の増加となり、差引の金額は、過去最大の赤字になると見込まれている。

このような経済の動きの中で、平成24年の外貿コンテナ取扱貨物量は、各月においては前年同月比でわずかな増減の動きで推移してきたが、主要港を含めて指定港湾全体としては、年間ではほぼ前年同様の水準にあると報じられており、港運業界としては、今後の世界経済の動向や国の経済対策の効果等がどのような影響を及ぼしてくるか注意をはらうべき状況が続いている。

2. 港湾運送事業に従事する労働者の雇用及び生活の安定を目的とした港湾労働者生活保障制度のうち、港湾労働者年金制度については、中央労使において改正の検討・協議が行われ、①当協会が、中央労使の合意を踏まえつつ同制度を主体的に運営すること、②中央労使の確認書に基づいて平成11年4月1日以降廃止した新規採用者の登録を再開すること、③中央労使が合意した内容を踏まえて港湾労働者年金制度規程を改正すること、との中央労使合意がなされた。

この中央労使合意を受けて、当協会において年金制度規程の改正が検討され、評議員会及び理事会の審議を経て、平成25年2月1日に改正施行された。

この改正により、新規登録が再開され、平成25年2月1日から6ヶ月の間に、集中的に未加入事業者及び未登録労働者の加入・登録の申請・審査等を、地区雇用対策委員会の協力を得て行っている。

また、港湾労働者年金については、平成24年度においては、港湾労働者年金受給者延

べ25, 200人及び受給者の遺族156人に対して総額30億8, 236万円（うち中央助成額18億4, 911万円）の年金及び遺族見舞金を支給した。これら年金助成の財源である労働安定基金については、前年度とほぼ同水準で推移してきているが、引き続き年金制度の円滑な運営を図っていく必要がある。

なお、港運労使が締結した協定に基づいて平成12年5月から年金額を減額したことを不服として、平成21年11月及び平成22年6月に神戸地方裁判所へ提訴された訴訟については、最高裁判所へ上告受理申立をしているところである。また、平成24年12月に新たな年金訴訟が神戸地方裁判所に提起された。

3. 能力開発事業については、港湾技能研修センター（豊橋市）において、引き続き施設・機器の整備を行い、基幹的コースである港湾荷役科をはじめ、クレーン運転科、自動車運転科の3科において研修コースを設けて、受講者の勧誘に努め、17コース、1,165名に対し研修を実施した。
4. 六大港の港湾労働者雇用安定センターにおいては、港湾労働法に基づく港湾労働者の雇用の安定及び港湾労働者派遣制度の円滑な推進に資するため、事業主及び派遣労働者等に対する相談・援助、雇用管理者研修、派遣元責任者講習等を実施するとともに、港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する情報の収集、整理及び提供、港湾労働者派遣契約の締結についてのあっ旋等を行った。
5. 当協会は、平成24年4月1日をもって一般財団法人へ移行し、引き続き協会の諸事業を通じて港湾運送事業の発展に寄与することとしている。

以上が事業概要であるが、事業内容の詳細については、以下のとおりである。

Ⅱ 事業内容

1. 評議員会・理事会について

- ・評議員及び理事について、改選等を行った。
- ・評議員会、理事会、その他委員会を開催した。

(資料1・2： 11～16頁)

2. 労働安定基金及び港湾労働法関係付加金収受状況について

労働安定基金及び港湾労働法関係付加金については、労働安定基金は26億6,118万円(対前年度比1.35%増)、港湾労働法関係付加金は6億8,558万円(対前年度比0.66%増)、それぞれ納入された。

(資料3： 17頁)

3. 港湾労働者年金制度規程の改正について

(1) 平成24年度の春闘において、①平成11年4月1日以降廃止した新規採用者の登録を再開すること、②平成24年7月1日から登録作業を開始すること、を内容とする中央労使の協定が結ばれ、その後の労使協議の結果、中央労使の合意として、①安定協会は中央労使の合意内容を踏まえつつ、主体的に港湾労働者年金制度を運営すること、②中央労使の確認書に基づいて廃止した新規登録を再開すること、③港湾労働者年金制度規程の改正案は安定協会において作成することの3点が、平成24年10月26日に、当協会に示された。

(2) これを受けて、当協会に年金制度規程の改正の検討、新規登録の集中実施に係る重要事項の検討及び集中処理新規登録に係る審査等を行うため、平成24年11月29日に年金制度運営委員会及び同小委員会が設置された。年金制度運営委員会及び同小委員会において、年金制度規程の改正等について審議が重ねられ、運営委員会の審議を経て平成25年1月25日の評議員会・理事会で年金制度規程の改正が承認され、平成25年2月1日から改正施行された。

年金制度規程の主な改正内容は、年金額の変更の根拠、規程改正の手続き、脱会見舞金の支給、新規登録再開等に係る規定の整備等である。

- (3) 年金制度規程の改正施行に際しては、平成25年1月31日に地区雇用対策委員会及び四検の関係者を対象に、改正内容、新規登録の集中実施等についての説明会を実施するとともに、地区雇用対策委員会の協力を得て、施行日から6ヶ月間における新規登録等の集中申請処理の円滑な実施に努めてきている。

4. 港湾労働者年金制度の運営について

- (1) 港湾労働者年金は、年額25万円（うち中央助成額15万円）を年2回（6月及び12月）に分けて支給している。

今年度は、年金受給者延べ25,200人に対し、総額30億6,426万円（前年度31億9,481万円）を支給し、このうち中央助成額は18億3,825万円（前年度19億1,657万円）であった。

遺族見舞金の支給対象者は156人（前年度163人）で、総額1,810万円（前年度2,070万円）を支給し、このうち中央助成額は1,086万円（前年度1,242万円）であった。

- (2) 個別の運営実績は、次のとおりである。

イ 登録者数 (単位：人)

年 月 日	人 数
平成25年3月31日現在	11,236

ロ 脱退者数 (単位：人)

対 象 期 間	人 数
平成24年4月1日～平成25年3月31日	730

ハ 受給権者数 (単位：人)

支 給 期 月	受 給 者	待 機 者	合 計
平成24年 6月	12,818	1,388	14,206
” 12月	12,382	1,404	13,786

ニ 受給権新規裁定者数

(単位：人)

裁定及び裁定日	人数
第110回制度専門小委員会(平成24年4月25日)	175
第111回制度専門小委員会(平成24年7月25日)	158
第112回制度専門小委員会(平成24年10月30日)	139
第113回制度専門小委員会(平成25年1月29日)	139
合計	611

ホ 受給権失権者数

(単位：人)

対象期間	人数
平成24年4月1日～平成25年3月31日	1,242

ヘ 年金、遺族見舞金支給額

(単位：人・万円)

支給月	年金		遺族見舞金	
	人数	金額	人数	金額
平成24年6月	12,818	155,152	41	450
〃 9月	—	—	44	550
〃 12月	12,382	151,274	33	415
平成25年3月	—	—	38	395
計	25,200	306,426	156	1,810
中央助成額		183,825		1,086

注：「遺族見舞金支給額」の欄の人数及び金額は、前回支給月の翌月から当該支給月までの合計額。

5. 能力開発事業について

(1) 港湾技能研修センターにおける研修実施状況

港湾技能研修センターにおける技能研修は、高度の技能習得を行うことを目的とし、ニーズの変化に的確に対応した訓練科目、カリキュラムの見直すほか、ガントリークレーン全面塗装や大型トレーラー等の訓練機器の継続的整備を行いながら実施した。

その内容は、「ストラドルキャリアー運転」、「フォークリフト運転技能講習」等の港湾荷役科、「ガントリークレーン運転」、「クレーン運転実技教習」コース等のクレーン運転科及び自動車運転科の計3科において、17コースについて研修を行い、研修受講者総数は1,165名となった。

(資料 4: 18頁)

(2) 研修受講者の六大港及び地方港別利用状況

研修受講者の割合は、六大港からの受講者が増加し、17.3%、地方港からの受講者の割合が82.7%であった。

主なコースにおける受講者割合は、「大型自動車運転免許取得（限定中型自動車運転免許所持）」は、六大港からの受講者が70.3%を占めていたが、一方、「ガントリークレーン運転」は86.7%、「クレーン運転実技教習」は61.6%、「ストラドルキャリアー運転」は100.0%が地方港からの受講者であった。

(3) 研修受講者派遣企業に対する助成額

研修受講者派遣企業に対し、受講助成、旅費助成を行っている。

助成総額は、前年に比べ10万円増（0.5%増）の1,896万円であった。その内訳は、受講助成が418名で1,334万円、旅費助成が360名で562万円であった。

(4) 研修受講へのPR

各種研修コースへの受講を促進するため、研修コース・スケジュールのご案内、受講・旅費助成金ご案内及びカレンダー等を作成し、全国の港湾運送事業者、関係業界団体、労働組合及び官公署に広範に配布する等、港湾技能研修センターのPR活動を行った。

また、各地区港運協会の協力を得て、大阪地区（2港）、兵庫地区（1港）、四国地区（1港）及び九州地区（1港）の各事業所を訪問し、港湾技能研修センターの利用促進による受講生拡大に努めた。

(5) 能力開発専門委員会

平成25年1月29日（火）開催の第26回「能力開発専門委員会」において港湾技能研修センターの現状を分析・検討し、受講ニーズに応じた、平成25年度研修計画（案）を策定した。

(6) 港湾技能研修センター施設貸与の状況

港湾技能研修センターの施設、設備の有効活用を図るとともに、地域の団体、企業及び労働者等が行う職業能力の開発向上等を支援するため、施設及び機器等の貸与を行った。利用者の延べ人数は、合計1,031名であった。

(資料 5： 19頁)

(7) 耐震強度診断

大規模地震に備え、平成24年10月から建物の耐震診断を実施した。その結果、補強が必要であると診断されたことから、平成25年度において補強工事を行うこととした。

6. 相談援助業務について

港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の改善に寄与するため、港湾技能研修センターにおいて、能力開発の相談・支援、雇用管理改善の相談・指導、研修ニーズの把握・啓発のための事業所訪問等を実施した。

このほか、若年層のスキルアップや技能継承と後継者育成のため、若年港湾労働者（新入社員及び概ね入職5年以内の者を対象）99名に対し、港湾技能研修センターにおいて若年港湾労働者研修を実施した。

7. 港湾労働者派遣事業について

港湾労働者派遣事業に基づく、厚生労働大臣の許可を受けている派遣元事業所数は295事業所で、派遣対象労働者は9,494名である。

港湾労働者派遣事業に係る港湾労働者雇用安定センターの事業として、次の業務を行った。

(1) 港湾労働者派遣制度の活用推進

港湾労働者雇用安定センターに配置している港湾労働者派遣制度活用推進アドバイザー等により港湾運送事業所及び地区港運協会等関係団体を訪問し、派遣状況等の資料を用いて派遣制度の活用推進についての周知活動を実施した。

また、港湾労働者派遣元責任者講習、各種会議等において、「港湾労働者派遣事業を適正に実施するために－許可・更新等手続マニュアル－」を配布する等、派遣制度の適正な活用推進に努めた。

(2) 港湾労働者派遣事業等に係る相談・援助

派遣就業を行う港湾労働者の適正な就業条件の確保と港湾労働者派遣制度の円滑な推進に資するために、港湾運送事業主等に対して、適正な派遣就業の確保、就業条件の明示、責任者の選任等についての相談・援助及び港湾労働者に対する派遣就業についての相談・援助に努めた。

(3) 港湾労働者派遣事業に係る情報の収集・整理及び提供

地区港運協会や港湾荷役協会などが主催する各種会議への出席や派遣元事業所を始めとする事業所への訪問により連携の強化を図った。

派遣元事業所からの派遣状況報告に基づく情報の収集・提供、港湾労働者派遣先事業所からの派遣契約あつ旋申込状況の収集・整理及び情報提供等の拡充に努めた。

(4) 港湾労働者派遣契約の締結についてのあつ旋

港湾労働者雇用安定センターのあつ旋による派遣数は、28,106名で、対前年度比12.0%の増となり、3年連続して対前年度を上回った。

(資料 6 : 20頁)

(5) 港湾労働者派遣事業派遣元責任者講習の実施

派遣元事業所の許可要件である派遣元責任者選任の前提となる港湾労働者派遣元責任者講習を実施した。

派遣元責任者講習の実施回数は、12回(前年度12回)、受講者数は469名(前年度442名)であった。

(資料 7 : 21頁)

(6) 雇用管理者研修の実施

企業内において事業主より選任された雇用管理者に対し、職務遂行に必要な知識の習得向上を図るため雇用管理者研修を実施した。

雇用管理者研修の実施回数は、6回(前年度6回)実施し、受講者数は434名(前年度490名)であった。

(資料 8 : 22頁)

8. 港湾労働法の周知について

毎年11月に実施される「港湾労働法遵守強化旬間」において、地区港運協会や関係団体に対しポスターの掲示を依頼し、港湾労働法の周知・啓発に努めた。

さらに、労働行政機関等との連携の下に港湾パトロールによる啓発活動、雇用管理者研修等各種会議を通じ、港湾労働法の周知を図った。